

《管理業務主任者の登録事項変更届について》

管理業務主任者登録者は、登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく地方整備局長等に届け出なければなりません。（法律第62条及び施行規則第76条）

登録事項 ・ 申請者に関する事項（氏名、現住所、本籍）
・ 業務に従事する管理者に関する事項（商号・名称又は氏名）

【手続きの流れ】

① 変更の届出に必要な書類等を所管する地方整備局等へ提出（郵送）
提出書類等の詳細は次ページ参照

※住所変更については変更後の地域を管轄する地方整備局等に提出してください。



② 地方整備局等より登録変更手続きが完了した旨の通知を受領



主任者証の交付に係る講習を受講する場合

③ 『管理業務主任者証の交付に係る講習』の申込み

②の通知が届く前に受講申込みをする場合は、「登録事項変更届出書の写し（原本のコピー）」を同封してください。

登録事項の変更手続きに必要な書類等

登録変更事項	登録事項変更届出書※1		本人の住民票	戸籍抄本	主任者証用 顔写真1枚 ※2	従前の 管理業務 主任者証 (返納)	主任者証(新規) 送付用封筒 ※3
	(第一面)	訂正手数料 (第二面) 2,300円の収入 印紙を貼付け					
氏名	◎	◎	×	◎	◎	◎	◎
住所	◎	▲	◎	×	▲	▲	▲
本籍	◎	×	×	◎	×	×	×
従事する マンション管理者※4	◎	×	×	×	×	×	×

◎：要提出 ×：提出不要

▲：主任者証の訂正を希望する場合に要提出

平成27年4月1日に現住所は主任者証記載事項より削除されました。住所変更後も旧住所が記載された従前の主任者証が使用できませんので、従前の主任者証を使用する方は▲印の書類の提出は不要です。

住所が記載されていない主任者証の交付を希望する方は、▲印の書類等も提出してください。

※1 登録事項変更届出書 ：管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書 【別記様式第二十四号（第七十六条関係）】

※2 主任者証用顔写真 ：カラーで縦3cm 横2.4cm 顔の大きさ2cmくらい 無背景、撮影6ヶ月以内
写真の裏面には「氏名」及び「撮影年月日」を記入し、キズや紛失を防ぐため
別途小さな封筒や袋等に入れてください。

※3 主任者証送付用の封筒 ：申請書記載と同じ申請者の住所、氏名を記入し、簡易書留料金392円分の切手を貼付した長形3号封筒
(定形郵便の最大サイズ縦23.5cm 横12cm)

※4 従事するマンション管理者 ：勤務先の変更、合併等による商号変更等、又は登録時にはマンション管理者に従事していなかったが、その後従事することとなった場合、若しくは登録時にはマンション管理者に従事していたがその後従事しなくなった場合に登録事項の変更届が必要となります。

管理業務主任者登録簿登録事項変更届出書

(第一面)

マンションの管理の適正化の推進に関する法律第62条第1項の規定により、次のとおり下記の事項について変更の届出をします。

年 月 日

殿

申請者 氏 名
生 年 月 日

㊤

受付番号 受付年月日 申請時の管理業務主任者の登録番号

項番 ◎申請者に関する事項

11	変 更 年 月 日	年	月	日	
	変 更 後	フリガナ 氏 名			
	↑	変 更 前	フリガナ 氏 名		

確認欄
*

* 「氏名」の変更の場合は、管理業務主任者証の訂正に要するため第二面に申請に必要な額の収入印紙を貼付すること。

12	変 更 年 月 日	年	月	日
	変 更 後	郵便番号		
		住 所		
		電 話 番 号		

↑	変 更 前	住 所		
---	-------	-----	--	--

確認欄
*

* 「住所」の変更の場合は、管理業務主任者証の交付手数料を要するため第二面に申請に必要な額の収入印紙を貼付すること。

13	変 更 年 月 日	年	月	日
	変 更 後	本 籍		

↑	変 更 前	本 籍		
---	-------	-----	--	--

確認欄
*

項番 ◎業務に従事するマンション管理者に関する事項

14	変 更 年 月 日	年	月	日
	変 更 後	商号、名称又は氏名		
登 録 番 号		()		
↑	変 更 前	フリガナ 商号、名称又は氏名		

確認欄
*

(第二面)

収 入 印 紙 欄

(消印してはならない)

※申請内容が氏名及び住所の変更の場合のみ収入印紙を貼付すること。

備考

- 1 申請者は、*印の欄には記入しないこと。
- 2 登録を受けている事項のうち、変更があったものについてのみ記入すること。
- 3 「変更年月日」の欄は、最初の□には元号のコードとして「H」を記入するとともに、□に数字を記入するに当たっては、空位の□に「0」を記入すること。

(記入例)

H	1	3	年	0	8	月	0	1	日
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

[平成13年8月1日の場合]

- 4 氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで、姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「氏名」の欄も姓と名の間に1文字分空けて左詰めで記入すること。
- 5 「住所」の欄は、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれー(ダッシュ)で区切り、上段から左詰めで記入すること。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	2	-	1	-	3						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

- 6 「本籍」の欄は、戸籍のとおり、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合は記入しないこと。

(記入例)

東	京	都	千	代	田	区	霞	が	関	式	丁	目	巷	番	参	号				
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--

- 7 商号、名称又は氏名の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰めで記入し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。また、「商号、名称又は氏名」も、上段から左詰めで記入すること。

管理業務主任者登録申請・管理業務主任者証交付申請等の担当部局

部 局 名	所 在 地	管轄する区域
北海道開発局 事業振興部建設産業課 011(709)2311	〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 8F	北海道
東北地方整備局 建政部計画・建設産業課 022(225)2171	〒980-8602 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎B棟	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県
関東地方整備局 建政部建設産業第二課 048(601)3151	〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県
北陸地方整備局 建政部計画・建設産業課 025(280)8880	〒950-8801 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号 新潟美咲合同庁舎第一号館	新潟県、富山県、石川県
中部地方整備局 建政部建設産業課 052(953)8572	〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	岐阜県、静岡県、愛知県、 三重県
近畿地方整備局 建政部建設産業第二課 06(6942)1141	〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	福井県、滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国地方整備局 建政部計画・建設産業課 082(221)9231	〒730-0013 広島市中区八丁堀2-15	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
四国地方整備局 建政部計画・建設産業課 087(851)8061	〒760-8554 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	徳島県、香川県、愛媛県、 高知県
九州地方整備局 建政部建設産業課 092(471)6331	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第二合同庁舎別館	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県
沖縄総合事務局 開発建設部建設産業・地 方整備課 098(866)0031	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館	沖縄県